

第十八 事業主ハ事業場ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル用具及材料ヲ備フベキコト但シ事業場ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ベキ場合ハ此ノ限ニ非ザルコト

第十九 事業主ハ其ノ住所氏名扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業場ノ見易キ場所ニ揭示スベキコト

第二十 事業主ハ其ノ使用スル労働者ニ付一定ノ様式ニ依リ名簿ヲ作成スベキコト但シ日々傭入ル、者、勞務供給契約ニ基キ使用スル者、及労働者負傷扶助法第一條第二項第二號(ハ)ノ工事ニ使用スル者ニ付テハ毎日男女別業務別使用人員ヲ記録スベキコト

第二十一 事業主ハ其ノ使用スル労働者ニ對スル賃金ノ支給ニ付記録ヲ作製スベキコト

前項ノ規定ハ労働者災害扶助法第一號第一項第二號(ハ)ノ工事ニ之ヲ適用セザル事

第二十二 事業主ハ一定様式ニ依リ労働者死傷届ヲ地方長官ニ提出スベキコト

第二十三 事業主ハ一定様式ニ依リ扶助報告ヲ地方長官ニ提出スベキコト

第二十四 第十七乃至第二十二ノ規定ニ於テ事業主トアルハ労働者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請買入タル事業主同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主トスル

三級 一、兩眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ(標準賃金四百二十日分以上)

失、一眼失明シ他眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ

四級 一、兩眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ(標準賃金三百六十日分以上)

二、一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ

三、兩耳ヲ余ク聾シタルモノ

四、十指ヲ失ヒタルモノ

五、胸腹部臟器ニ著シキ障害ヲ胎シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ

六、一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ

七、一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ

八、十指ノ用ヲ廢シタルモノ

五級 一、兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ(標準賃金三百日分以上)

二、一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ

三、兩耳ノ聽力ガ耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ

第二十五 第十七乃至第二十三ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルコト

扶助代理人ヲ定メタルトキハ前項ニ依リ事業主ニ適用スベキ罰則ハ扶助代理人ニ適用スルコト

別表 身體障害(障害扶助料)

一級 一、兩眼ノ失明シタルモノ(標準賃金五百四十日分以上)

二、咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ

三、精神又ハ胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ胎シ常ニ介護ヲ要スルモノ

四、兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ

五、兩下肢ヲ用テ全廢シタルモノ

六、兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ

七、兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ

二級 一、兩眼ノ視力〇・〇一以下ニ減ジタルモノ(標準賃金四百十日分以上)

二、一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ

三、兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ

四、兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ

三級 一、兩眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ(標準賃金二百四十日分以上)

二、一眼失明シ他眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ

四、十趾ヲ失ヒタルモノ

五、一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ其用ヲ全廢シタルモノ

六、一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ其用ヲ全廢シタルモノ

七、十趾ヲ失ヒタルモノ

七級 一、兩眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ(標準賃金二百十日分以上)

二、一眼失明シ他眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ

八級 一、兩眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ(標準賃金百八十日分以上)